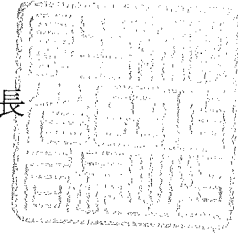


医政発 0709 第 2 号  
平成 24 年 7 月 9 日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



救急救命士法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（施行通知）

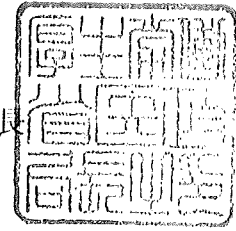
標記につきまして、別紙のとおり別添 4 の都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。



医政発 0709 第 1 号  
平成 24 年 7 月 9 日

北海道知事 殿

厚生労働省医政局長



救急救命士法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（施行通知）

救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 44 条第 1 項及び救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号。以下「施行規則」という。）第 21 条の規定により、医師の具体的な指示を受けなければ行ってはならないとされる救急救命処置、いわゆる「特定行為」について定められています。今般、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長 島崎修次 杏林大学救急医学教授）（以下「検討会」という。）における検討結果を踏まえ、救急救命士の特定行為の拡大について医学的有効性、安全性、必要性、必要となる体制等の検証を行うため、下記のとおり、施行規則の一部改正等が行われました。

「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 74 号。別添 1 参照。）及び「救急救命士法施行規則附則第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤を定める件」（平成 24 年厚生労働省告示第 314 号。別添 2 参照。）については、平成 24 年 4 月 6 日に公布され、「救急救命士法施行規則附則第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関を定める件」（平成 24 年厚生労働省告示第 423 号。別添 3 参照。）については、平成 24 年 7 月 9 日に公布され、いずれも公布日から施行されたため、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに消防主管部局と衛生関係主管部局が連携し、実証研究が適切に行われるよう取組をお願いするとともに、管下の医療機関等関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 改正の概要

検討会における検討結果を踏まえ、平成 24 年 4 月 6 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、救急救命士が病院前において、「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」、「重症喘息患者に対する吸入  $\beta$  刺激薬の使用」、「心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施」の医学的有効性、安全性、必要性、必要となる体制等の検証を行うため、厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）の消防機関の職員である救急救命士に限って、施行規則第 21 条に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対して次に掲げる行為を行うことができることとする。

- ① 乳酸リンゲル液を用いた輸液
- ② 自己検査用グルコース測定器による血糖値の測定
- ③ ブドウ糖溶液の投与
- ④ 短時間作用性  $\beta$  2 刺激薬の投与

### 2. 実施時期及び実施消防機関

実施時期は平成 25 年 3 月 31 日までの間（期間内に開始された処置にあたっては、当該処置が終了するまでの間）であり、実施期間以後には前記 1 の①～④の行為は認められないこと。また、実施消防機関については、「救急救命士法施行規則附則第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関を定める件」によって指定された消防機関に限ること。

### 3. 留意事項

前記 1 の①～④の行為は特定行為であることから、実施に際しては、常時医師の具体的指示が受けられる体制の整備など、従来の特定制と同様、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件であることに十分留意されたいこと。

また、事前に救急救命士に対し、必要な教育を行うこと。

○厚生労働省令第七十四号

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十四年四月六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改める。  
附則に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣が指定する市町村(東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む)の消防機関の職員である者が行う法第十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、平成二十五年三月三十一日までの間(当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間)、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する次の各号に掲げる処置とする。

- 一 厚生労働大臣の指定する器具による血糖値の測定
- 二 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液
- 三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百十四号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤を次のように定める。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号。以下「施行規則」という。）附則第四項第一号の厚生労働大臣の指定する器具並びに同項第二号及び第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は薬剤とする。

- 一 施行規則附則第四項第一号の厚生労働大臣の指定する器具 自己検査用グルコース測定器
- 二 施行規則附則第四項第二号の厚生労働大臣の指定する薬剤 乳酸リンゲル液
- 三 施行規則附則第四項第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤 ブドウ糖溶液及び短時間作用性 $\beta$ 2刺激薬

○厚生労働省告示第四百二十三号  
 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関を次のように定める。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関  
 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第四項の厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）の消防機関は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 札幌市消防局
- 二 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部
- 三 一関市消防本部

- 四 秋田市消防本部
- 五 仙台市消防局
- 六 黒川地域行政事務組合消防本部
- 七 山形市消防本部
- 八 大田原地区広域消防組合消防本部
- 九 南那須地区広域行政事務組合消防本部
- 十 黒磯那須消防組合消防本部
- 十一 水戸市消防本部
- 十二 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
- 十三 笠間市消防本部
- 十四 常陸太田市消防本部
- 十五 常陸大宮市消防本部
- 十六 那珂市消防本部
- 十七 茨城町消防本部
- 十八 大子町消防本部
- 十九 大洗町消防本部
- 二十 つくば市消防本部
- 二十一 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部
- 二十二 取手市消防本部
- 二十三 土浦市消防本部
- 二十四 かすみがうら市消防本部
- 二十五 石岡市消防本部
- 二十六 小美玉市消防本部
- 二十七 さいたま市消防局
- 二十八 上尾市消防本部
- 二十九 伊奈町消防本部
- 三十 埼玉県中央広域消防本部
- 三十一 川越地区消防局
- 三十二 千葉市消防局
- 三十三 成田市消防本部
- 三十四 四街道市消防本部
- 三十五 富里市消防本部
- 三十六 栄町消防本部
- 三十七 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
- 三十八 印西地区消防組合消防本部
- 三十九 木更津市消防本部
- 四十 君津市消防本部
- 四十一 富津市消防本部
- 四十二 袖ヶ浦市消防本部
- 四十三 東京消防庁
- 四十四 相模原市消防局
- 四十五 大和市消防本部
- 四十六 座間市消防本部

- 四十七 綾瀬市消防本部
- 四十八 平塚市消防本部
- 四十九 藤沢市消防本部
- 五十 小田原市消防本部
- 五十一 茅ヶ崎市消防本部
- 五十二 秦野市消防本部
- 五十三 厚木市消防本部
- 五十四 伊勢原市消防本部
- 五十五 海老名市消防本部
- 五十六 足柄消防組合消防本部
- 五十七 寒川町消防本部
- 五十八 大磯町消防本部
- 五十九 二宮町消防本部
- 六十 箱根町消防本部
- 六十一 湯河原町消防本部
- 六十二 愛川町消防本部
- 六十三 新潟市消防局
- 六十四 長岡市消防本部
- 六十五 南魚沼市消防本部
- 六十六 十日町地域消防本部
- 六十七 上越地域消防事務組合消防本部
- 六十八 金沢市消防局
- 六十九 小松市消防本部
- 七十 加賀市消防本部
- 七十一 かほく市消防本部
- 七十二 津幡町消防本部
- 七十三 内灘町消防本部
- 七十四 能美広域事務組合消防本部
- 七十五 七尾鹿島広域圏事務組合消防本部
- 七十六 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
- 七十七 白山野々市広域消防本部
- 七十八 奥能登広域圏事務組合消防本部
- 七十九 甲府地区広域行政事務組合消防本部
- 八十 都留市消防本部
- 八十一 富士五湖消防本部
- 八十二 大月市消防本部
- 八十三 峡北広域行政事務組合消防本部
- 八十四 笛吹市消防本部
- 八十五 峡南広域行政組合消防本部
- 八十六 東山梨消防本部
- 八十七 上野原市消防本部
- 八十八 南アルプス市消防本部
- 八十九 伊那消防組合消防本部
- 九十 伊南行政組合消防本部
- 九十一 多治見市消防本部
- 九十二 土岐市消防本部

- 九十三 瑞浪市消防本部
- 九十四 恵那市消防本部
- 九十五 中津川市消防本部
- 九十六 瀬戸市消防本部
- 九十七 尾張旭市消防本部
- 九十八 豊明市消防本部
- 九十九 長久手市消防本部
- 百 尾三消防本部
- 百一 常滑市消防本部
- 百二 東海市消防本部
- 百三 大府市消防本部
- 百四 知多市消防本部
- 百五 知多中部広域事務組合消防本部
- 百六 知多南部消防組合消防本部
- 百七 津市消防本部
- 百八 湖北地域消防本部
- 百九 豊中市消防本部
- 百十 箕面市消防本部
- 百十一 豊能町消防本部
- 百十二 吹田市消防本部
- 百十三 神戸市消防局
- 百十四 和歌山市消防局
- 百十五 田辺市消防本部
- 百十六 津山圏域消防組合消防本部
- 百十七 広島市消防局
- 百十八 宇部・山陽小野田消防局
- 百十九 周南市消防本部
- 百二十 徳島市消防局
- 百二十一 板野東部消防組合消防本部
- 百二十二 福岡市消防局
- 百二十三 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部
- 百二十四 筑紫野太宰府消防組合消防本部
- 百二十五 宗像地区消防本部
- 百二十六 粕屋南部消防組合消防本部
- 百二十七 粕屋北部消防本部
- 百二十八 糸島市消防本部
- 百二十九 北九州市消防局

(別添4)

(送付先都道府県一覧)

北海道

岩手県

秋田県

宮城県

山形県

栃木県

茨城県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

石川県

山梨県

長野県

岐阜県

愛知県



三重県

滋賀県

大阪府

兵庫県

和歌山県

岡山県

広島県

山口県

徳島県

福岡県